

令和3年度「保育現場のエルダー・メンター制度導入助成事業」実施要項

1 目的

本事業は、鳥取県内の保育所等においてエルダー・メンター制度を導入する際に必要となる経費を助成するものです。

制度の導入により保育従事者の働きやすい職場づくりを実現し、定着による人材確保を促進することを目的とします。

2 対象事業所

鳥取県内の保育所等(※)を運営し、エルダー・メンター制度の導入により保育従事者の職場環境の改善に取り組む事業所を対象とします(公立施設は除く)。

※・児童福祉法第7条第1項に規定する「児童福祉施設」

- ・学校教育法第1条に規定する「幼稚園」のうち預かり保育事業を常時行う施設
- ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項に規定する「認定こども園」
- ・子ども・子育て支援法第7条第5項に規定する「地域型保育」を行う施設

3 助成内容

(1) 助成額 1カ所あたり 50,000円(上限)

(2) 対象経費 エルダー・メンター制度の導入または導入後のフォローアップに際して必要となる専門家派遣・研修受講経費等(諸謝金、旅費、食糧費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料および賃借料、手数料に相当するものとする)

4 募集期間

令和3年6月14日から令和4年2月28日までとします(当日消印有効)。なお、応募状況によっては早めに募集を締め切る場合があります。募集状況はホームページでご確認ください(今年度既に実施した事業も対象とします)。

5 申請方法

助成を希望する事業所は、事前連絡のうえ別紙「申請書<様式1>」を郵送にてご提出ください。

提出期限は、「4 募集期間」に定める令和4年2月28日までとしますので、期限内にご提出ください。

6 助成の決定

助成申請書を受理した後、助成の可否について電話連絡します。その後、助成が決定した事業所については助成決定通知をお送りします。

7 実施報告および助成金請求

助成対象事業終了後は次の書類をご提出ください。

- (1) 実施報告書<様式2>
- (2) 請求書<様式3>
- (3) 必要となる経費を証明する書類（領収書写し等）

※内容を確認させていただいた後、指定の振込先に助成金をお支払いします。

8 留意事項

- (1) 経費について

他の補助金の交付を受けているまたは過去に本会が行う同様の助成金を利用している場合には、本助成金の対象とはなりません。

- (2) 制度導入後について

進捗状況等を伺うため、報告後に担当者が事業所を訪問させていただく場合があります。

9 提出・お問い合わせ先

鳥取県保育士・保育所支援センター（社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会）

〒689-0201

鳥取県鳥取市伏野1729-5 鳥取県立福祉人材研修センター内

電話 0857-59-6342

ファクシミリ 0857-59-6341

メールアドレス hoikucenter@tottori-wel.or.jp

ホームページ <http://www.tottori-wel.or.jp/p/jinzai/3/>

※上記ホームページより申請様式がダウンロードできます。